

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」フォローアップの概要

平成28年6月13日
薬物乱用対策推進会議

■ [情勢]

- 平成27年中の薬物事犯の検挙人員は、13,887人 (+450人/+3.3%)。うち覚醒剤事犯の検挙人員は、11,200人 (+52人/+0.5%) とほぼ横ばいだが、大麻事犯の検挙人員は、2,167人 (+354人/+19.5%) と大きく増加し、5年ぶりに2,000人を超えた。
- 平成27年中の覚醒剤押収量は、431.8kg (-138.4kg/-24.3%)、乾燥大麻押収量は、104.6kg (-62.0kg/-37.2%) とともに過去5年の平均押収量を下回った。
- 平成27年中の少年及び20歳代の検挙人員は、覚醒剤事犯が1,556人 (+67人/+4.5%) と微増であったのに対し、大麻事犯は1,049人 (+304人/+40.8%) と大きく増加し、5年ぶりに1,000人を超えた。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は、64.6% (+0.1%) と再犯者の構成比率の上昇は継続している。
- 平成27年中の薬物密輸入事犯の検挙人員は、291人 (-8人/-2.6%) と引き続き高水準で推移している。
- 平成27年中の危険ドラッグに係る検挙人員は、1,276人 (+379人/+42.3%)。うち指定薬物に係る医薬品医療機器法違反の検挙人員は、1,040人 (+491人/+89.4%) と大幅に増加した。

フォローアップの概要

◎は「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に関するもの

■ 目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

- 関係機関に対し、薬物乱用防止教室の開催の促進について周知し、小学校、中学校、高等学校等において薬物乱用防止教室の開催率が向上した。（実施率81.0%/+2.6%）〔文科〕
- 青少年に対する危険ドラッグの危険性等の周知徹底を図るため、「政府広報オンライン」及び「政府インターネットテレビ」等において、短編マンガや動画を用いた広報啓発活動を実施した。〔内閣官房・内閣府・警察〕
- 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、危険ドラッグに関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を図った。〔内閣府・警察・消費者・法務・財務・文科・厚労〕

■ 目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

- 「依存症者に対する治療・回復プログラムの普及支援事業」により、薬物依存症に対して有効とされる認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの普及を図った。〔厚労〕
- 改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等の社会復帰支援のため、全国15か所の更生保護施設において、専門的資格を持ったスタッフによる薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施した。〔法務〕
- 医療機関等に通院等する保護観察対象者に対して、通院先の医療機関等から医療・支援状況に係る情報提供を受け、当該保護観察対象者の心身の状況を踏まえた適切な指導等を実施するとともに、関係機関等との一層の連携を図るため、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定・発出した。〔法務・厚労〕
- 地域における薬物依存の治療の充実を推進するため、厚生労働科学研究において、家族支援プログラムの開発に関する研究を実施した。〔厚労〕

■ 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

- 徹底した突き上げ捜査等から、組織の中核に位置する者に焦点を当てた取締りを実施し、平成27年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等6,445人を薬物事犯により検挙した。〔警察・厚労〕
- 平成27年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を56人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を199人にそれぞれ適用した。（没収・追徴額の合計は約2億527万円）〔法務〕
- 危険ドラッグの販売業者や末端乱用者等に対して、指定薬物に係る医薬品医療機器法違反のほか、麻薬及び向精神薬取締法違反など様々な法令を駆使して取締りを強化し、平成27年中、危険ドラッグ関連事件を1,100事件、1,196人検挙した。〔警察〕
- 平成27年中、危険ドラッグ販売業者等に対する捜査を推進し、医薬品医療機器法違反で88事件、80人を検挙した。〔厚労〕
- 危険ドラッグ販売業者への対策を推進したことにより、平成26年3月に全国に215店舗存在した危険ドラッグ街頭店舗について、平成27年7月までに全ての閉鎖を確認した。〔厚労・警察〕
- インターネットを利用した危険ドラッグ販売サイトについて、平成26年11月の医薬品医療機器法改正から平成27年12月までの間、国内外の計299サイトに対して削除要請を実施し、234サイトを閉鎖又は販売停止にした。〔厚労〕

■ 目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

- 密輸出入取締対策会議等を通じ、最新の密輸情勢や犯罪情勢等について情報の共有化を行うとともに、密輸入情報の入手段階から合同で捜査・調査を進め、商業貨物等を利用した覚醒剤密輸入事件を摘発した。〔警察・総務・法務・財務・厚労・海保〕
- 医薬品医療機器法の改正に伴い、危険ドラッグ輸入者への検査命令手続を整備し、平成27年12月時点で46物品を差し止め、うち13物品に検査命令等を実施したほか、同法上輸入が認められていない指定薬物が、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加されたことに伴い、過去最高の1,896件の薬物密輸入摘発件数を記録した。〔財務・厚労〕
- 各種捜査手法を活用した取締りにより、関係取締機関の連携を促進し、多くの密輸事犯を摘発するとともに密輸密売組織を解明した。〔警察・財務・厚労・海保〕

■ 目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

- 第59会期国連麻薬委員会において、危険ドラッグ（NPS）及びアンフェタミン型興奮剤（覚醒剤等）に関する決議案を豪と共に提案し、合成薬物対策の重要性を喚起するなど、国際議論に貢献した。〔外務・警察・海保・厚労・財務〕
- 国連薬物・犯罪事務所への拠出を通じて、危険ドラッグ（NPS）対策を含むグローバルSMARTプログラム（合成薬物対策）等を実施するとともに、アフガニスタン及び中央アジア等の周辺国に対する国境管理支援や麻薬取締当局への能力構築支援、代替作物開発等を幅広く実施した。〔外務〕
- アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）を東京都内で開催し、29か国、2地域、3国際機関の参加を得て、覚醒剤や危険ドラッグ（NPS）等の薬物取締りに関する討議を行うことにより、アジア太平洋地域等における協力体制の構築を促進するとともに、関係各国等の取締能力の向上を支援した。〔警察〕

当面の主な課題

平成27年中の我が国の薬物情勢は、危険ドラッグに対する規制が強化され、街頭店舗を全て閉鎖させるなど一定の成果が見られたものの、覚醒剤事犯の検挙人員は約1万1千人と高止まりであるほか、大麻事犯の検挙人員が5年ぶりに2000人を超えるなど、国内における根強い薬物需要と供給元の存在がうかがわれる。

このため、特に蔓延が懸念される青少年への大麻の乱用防止に対して重点的な対策を講じつつ、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づく総合的な取組を引き続き推進する必要がある。